

浦安市規則第 4 3 号

浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の
一部を改正する規則

浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和 4 年規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号ア中「、携帯用会話補助装置及び紙おむつ等」を「及び携帯用会話補助装置」に改める。

別表の 1 身体障がいの項の表情報・意思疎通支援用具の項視覚障がい者用

	「録音再生機	
	85,000円	
ポータブルレコーダーの目基準額の欄中	再生専用機	を「85,000円」に改
	35,000円	」

め、同表排せつ管理支援用具の項ストーマ用装具（消化器系）の目基準額の欄中「9,000円」を「12,000円」に改め、同項紙おむつ等の目を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後の申請に係る給付等について適用し、施行日前の申請に係る給付等については、なお従前の例による。